

加東市立木から市民等の生命及び住宅等の 財産を守る条例

説明

令和4年6月

産業振興部農地整備課

(目的)

第1条 この条例は、立木の所有者に責任を持って立木の適切な管理をするよう促すことで、住宅等への危険木による被害を未然に防ぐことにより、市民等の生命及び住宅等の財産を守り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

【条例制定の趣旨・目的】

近年、台風等の自然災害が多く発生し、その度に立木が倒れ、民家や施設に被害を与える事例が全国で多発しています。

本市では、地形、歴史的にも、民家や事業所等の近くに立木が存在していることが多くあることから、立木の所有者に責任を持って立木の適切な管理をするよう促すことで、住宅等への危険木による被害を未然に防ぐことにより、市民等の生命や住宅等の財産を守ることに関し、必要な事項を定め、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 立木 地面に生えて立っている木をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者（通勤、通学等を含む。）、地域の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体その他これに類する団体をいう。以下同じ。）又は市内で事業活動を行う法人等をいう。
- (3) 住宅等 市内に存する建築物のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者その他それに準ずる者が居住するもの
 - イ 事業所（経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所を占めて行われているもので、人及び設備を有し、物の生産又はサービスの提供が継続的に行われているものをいう。）
 - ウ 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。）の施設
 - エ 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。）又は診療所（医療法第1条の5第2項の診療所をいう。）の施設
 - オ アからエまでに掲げるもののほか人が集う建築物
- (4) 所有者等 立木の所有者又は管理者をいう。
- (5) 危険木 住宅等に隣接する敷地に存在する立木のうち、傾倒、腐食、空洞化等が発生し、倒木、枝折れ等により住宅等に直接被害を与えるおそれがあるものをいう。ただし、

立木の所有者等と被害を受けるおそれがある住宅等の所有者が同一である場合を除く。

【説明】

本条は、この条例で用いる「立木」、「市民等」、「住宅等」、「所有者等」、「危険木」について、それぞれの定義を定めています。

第1号の「立木」とは、地面から生えて立っている竹木とし、人工林、植栽木、一部又は全部が枯れている状態で立っている木を含みます。

第2号の「市内に居住し」とは、市の住民基本台帳に登録されている人のほか、市の住民基本台帳に登録されていなくても、市内で生活を営んでいる人が該当します。「滞在する者」とは、市内に通勤、通学のほか、通院等をしている人を、「地域の自治会」とは各地区、自治会のことを、「市内で事業活動を行う法人等」とは、市内で店舗、会社、工場、農業、事務所等を営んでいる法人や個人事業主を示しています。

第3号アの「その他それに準ずる者」は、市の住民基本台帳に登録されていなくても、市内で生活を営んでいる人が該当します。

第3号イの「事業所」とは、商店、工場、事務所、営業所、ホテル等のことを示しています。

第3号ウの「学校」は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学が該当します。

第3号エの「病院及び診療所」は、病院、診療所、医院、クリニックのことを示しています。

第3号オの「アからエまでに掲げるもののほか人が集う建築物」は、こども園、公民館、集会所、文化会館、図書館等が該当します。

空家や居住実態のない（管理しかしていない）家屋は、住宅等に該当しません。

自宅とは別に生活を営む拠点となる住宅（※セカンドハウス）は住宅等に該当しますが、保養目的に一時的に利用する施設（※別荘）は住宅等に該当しません。

第4号の「所有者等」について、登記されていない立木は、基本的には土地の所有者が立木の管理責任を負うこととなりますが、立木も含めて土地を貸与している場合は、借りている者が管理者となり、立木の管理責任を負います。

第5号の「危険木」は、①住宅等に隣接する敷地にある立木であるもの、②立木の所有者と倒木や枝折れ等で被害をうけるおそれのある住宅等との所有者が異なるもの、③倒木や枝折れ等で直接住宅等に被害を与えるおそれがあるもの、④立木そのものに腐食、キズ、割れ、孔等の不具合が生じている状態であるもの、これらの条件を全て満たしたものをいいます。

「道路」については、道路管理者が立木も含め道路に影響を与えるものについて、道路パトロールや通報によって確認し、その所有者等に対処を依頼し、解決を図っていることから、本条例の対象外としています。

(市の責務)

第3条 市は、自らの責任において立木の適切な管理を行うよう所有者等への啓発その他第1条の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

【説明】

本条は、市の責務として、所有者等の適切な管理について啓発することや第1条の目的を達成するために必要な施策を推進することを規定しています。

具体的には、「どのような管理をすれば危険木にならないのか」、「立木が倒れてしまった場合は、所有者の責任で撤去しなければならない」等を広報紙、ホームページ、ケーブルテレビを活用して所有者等に周知します。

また、市は、適切な管理を促すため、所有者等からの立木の管理に関する問合せや相談があれば、立木の樹種や地形に応じて、適切な助言や指導を行います。

住宅等への倒木や枝折れ等による被害を未然に防ぐための施策として、第9条の規定により危険木と認定した場合は、当該危険木の所有者等に対して、伐採やせん定、腐食等の不具合が生じている箇所の対策を行うよう助言や指導をすることを規定しています。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、立木が危険木とならないよう自らの責任において適切に管理しなければならない。

【説明】

本条は、所有者等の責務として、所有する立木が危険木とならないよう、定期的に立木の状態を確認するとともに、必要に応じて枝打ちやせん定の実施、腐食等の不具合が見受けられた場合の対策を講じる等、適切に管理することを規定しています。

【適切な管理について¹⁾】

適切な管理とは、倒木や枝折れ等が発生しないよう管理することです。高樹齢化に伴い、腐食、キズ、割れ、孔等が発生しやすくなり、これらの要因が単独又は重複して樹木に作用することで、倒木や枝折れ等が発生しやすくなります。

腐食等の不具合が発生している立木は、強風を受けることで倒れやすくなります。強風による倒木を防ぐには、腐食等の不具合を発生させないとともに、風を受ける面積を少なくするため、不必要な枝を枝打ちやせん定で取り除くことが必要です。

1) 参考文献 吉澤光三『災害防止のための樹木管理－倒木・落枝等による人命、文化財・建造物の被害防止－』, NPO法人日本樹木育成研究会, 2015, p. 12-29

また、立木の根の一部が露出している場合は、雨による更なる地盤の流出で根元が現れてしまい、樹木の重量を支えることができなくなり、根返りによる倒木が発生しやすくなります。

所有する樹木の状態については、主に次の6点を定期的を確認する必要があります。

- ① 樹幹の状況（腐食（キノコの発生）、割れ、キズ等の有無）
- ② 強風を受けることによる樹形の変化
- ③ 枝葉の状況
- ④ 病虫害（孔）の有無
- ⑤ 根の腐食や露出等の発生
- ⑥ 樹勢（弱くなっていないか）

（市民等の役割）

第5条 市民等は、危険木の可能性がある立木を発見したときは、市に対し、その情報を提供するように努めるものとする。

【説明】

本条は、市民等は、住宅等に隣接する敷地にある立木のうち、腐食等の不具合が発生しており、倒木や枝折れ等により、住宅等に直接被害を与えるおそれがある立木を見つけた場合、市に情報を提供するように努めることを規定しています。市民から危険木の可能性がある立木の情報を受けることで、市は、より早期に対応することができます。

（民事解決との関係）

第6条 立木の所有者等と当該立木により害を被り又はそのおそれがある者との間で発生する問題は、当事者間で解決することを妨げるものではない。

【説明】

本条は、危険木に係る問題は、本来、当事者間で解決すべきものであることから、この条例による解決ができる場合でも、民事による事態の解決が図られれば、それを妨げるものではないことを規定しています。

(現地確認)

第7条 市長は、危険木の可能性がある立木について市民等から情報提供を受けたとき又は自ら発見したときは、速やかにその立木を確認しなければならない。

【説明】

本条は、危険木の可能性のある立木について、市民等から情報提供を受けた時や市の職員がパトロール等で発見した時の市の対応を規定しています。

現地確認は、その情報が市に入ってからできるだけ早く行います。

現地確認の方法については、道路等や立入の許可を受けた敷地から目視にて行います。

(立入調査等)

第8条 市長は、前条に規定する現地確認のみでは危険木に該当するか否か判断することが難しい場合は、その判断をすることに必要な限度において、市の職員又はその委任した者に、必要と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 前項に規定する立入調査を行うときは、その場所の所有者等の同意を得ることとする。ただし、当該所有者等が不明等、速やかに同意を得ることが困難な場合は、その限りではない。

3 第1項の規定により、必要と認められる場所に立ち入って調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

【参考】加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例施行規則

(立入調査員証)

第2条 条例第8条第3項の証明書は、立入調査員証(様式第1号)とする。

【説明】

本条は、立入調査に関することについて規定しています。

立入調査を行うのは、対象の立木が空洞化を起こしている場合等、目視にて行う現地確認では、危険木かどうかの判断ができない場合です。立木と住宅等との距離や腐食等の不具合の有無等、第9条に規定する危険木の認定について判断するのに必要な情報のみを調査することとしています。

立入調査を行えるのは、市の職員や市から調査業務を委託された者に限ります。

立入調査は、原則として、その土地の所有者等の同意を得てから行いますが、所有者等が不明である場合や連絡がつかない場合は、同意を得ていなくても立入調査を行えることとしています。

また、立入調査を行う者は、調査を行うことができる者であることの証明書を携帯することや、関係者から提示を求められた場合は提示しなければならないことを規定しています。証明書については、加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例施行規則で様式を規定しています。

市の職員のみで危険木かどうかの判断が難しい場合は、樹木医も立ち合い、調査を行います。

(危険木の認定等)

第9条 市長は、第7条に規定する現地確認又は前条第1項に規定する立入調査により立木を危険木と認定した場合は、当該危険木の所有者等に対し、伐採、せん定その他必要な措置を講じるよう書面により助言又は指導をするものとする。

2 所有者等は、前項の助言又は指導があった場合は、速やかに伐採、せん定その他必要な措置を講じるものとする。

【参考】加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例施行規則

(助言又は指導)

第3条 条例第9条第1項の規定による助言又は指導は、助言（指導）書（様式第2号）により行うものとする。

【説明】

本条は、危険木の認定、助言、指導について規定しています。

危険木と認定した場合、市は、所有者等に対し助言や指導を書面で行います。助言や指導を行う書面については、加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例施行規則で様式を定めています。

助言は、危険木の所有者等が、自ら対処する意思を示した場合に行い、指導はそれ以外の場合に行います。

助言や指導では、立木の確認、調査をした結果から、危険木と認定した事由を所有者等に示すとともに、伐採、せん定又は腐食等の不具合箇所の対策を行うことにより、危険木でなくなるよう努めてもらうことを示します。

所有者等は、市から助言や指導を受けた場合は、その内容を確認し、必要な措置を講じるよう努めます。

助言や指導は、加東市行政手続条例（平成18年加東市条例第18号）に定めのある行政指導であることから、助言や指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意します。

危険木認定の条件（概要）は、図-1～図-3のとおりです。

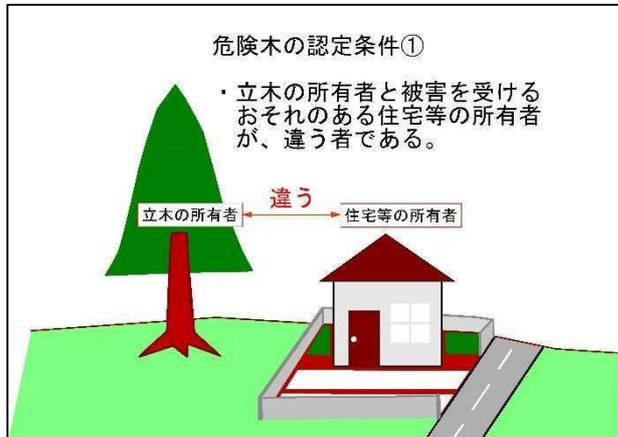


図 - 1

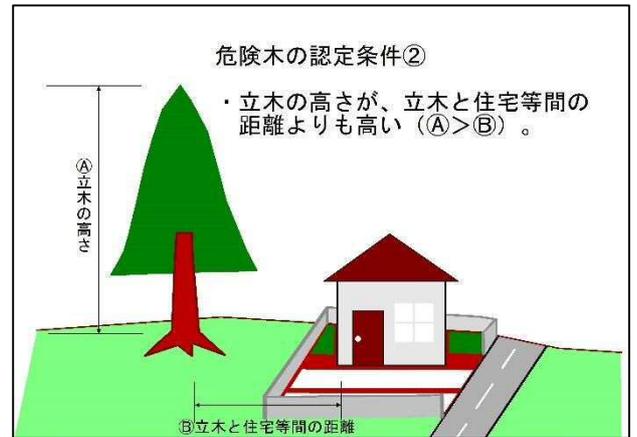


図 - 2

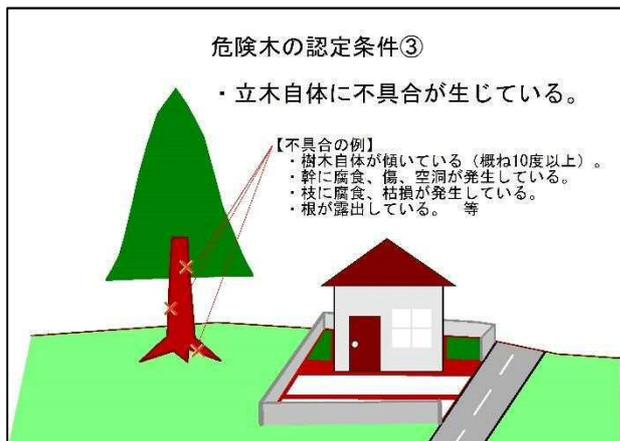


図 - 3

認定のための調査では、①立木の所有者と被害を受けるおそれのある住宅等の所有者が違うことを確認し、②立木の高さや住宅等までの距離、高低差を測定し、倒木や枝折れ等の際に直接被害を与えるものであることを確認し、③立木そのものに腐食等の不具合が生じているかを確認します。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、必要に応じて、市の区域を管轄する警察、危険木が存在する地域の自治会その他関係機関と必要な措置について協議するものとする。

【説明】

本条は、必要に応じて、市は警察、各地区・自治会、県、森林組合、森林管理局と危険木への対策や緊急時の対応等について協議することを規定しています。

(専門家の意見)

第11条 市長は、必要に応じて、条例の施行に関する事項について専門家に意見を求めるものとする。

【説明】

本条は、市長は、必要に応じて、専門家に意見を求めることを規定しており、樹木医の意見を参考にし、危険木の認定、助言、指導を行います。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しています。